

令和5年度の新型コロナワクチン接種について

国において、令和5年度新型コロナワクチン接種は、重症者を減らすことを目的に特例臨時接種の類型を令和6年3月31日まで延長して実施されます。これを受けて、本市においても下記の通り接種を実施していくものです。

(資料「今後の新型コロナワクチン接種の在り方について」を参照)

1. 小児(5～11歳)及び12歳以上の人の接種

(1)追加接種

① **令和5年春開始接種(5月8日～8月)** 約18,500人

<対象者>

- ・新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高い65歳以上の高齢者及び基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者
- ・重症化リスクが高い方が集まる場所においてサービスを提供する医療機関や高齢者施設・障がい者施設の従事者

<使用するワクチン>

オミクロン株対応2価ワクチンを基本とする。

※基礎疾患等のない12歳から65歳未満の方の追加接種は令和5年5月7日で一旦終了となり、次に接種できるのは9月以降となりますので、ご希望の方は5月7日までに接種をご検討ください。

② **令和5年秋開始接種(9月～)** 約62,000人

対象者…追加接種が可能な全ての者

使用するワクチン…今後検討

③ **小児(5～11歳)の接種** 約5,000人

国においては3月8日(本市においては4月1日)から、初回接種を完了して3か月以上経過した人は従来株による追加(3回目)接種の有無に関わらず、オミクロン株対応2価ワクチンでの追加接種を受けることができます。

(2)初回接種

対象者…初回接種が完了していない者

使用するワクチン…従来株ワクチン

2. 乳幼児(生後6か月～4歳)の接種 約3,600人

- ・生後6か月～4歳の者を対象に、3週間の間隔を置いて2回、2回目の接種から少なくとも8週間経過した後に1回、合計3回接種
- ・使用するワクチン…従来株ワクチン

※自己負担なしで接種いただけます。